

ID: 425

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	預かり保育の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第25条		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (預かり保育の申請及び承認) 第25条 預かり保育を希望する対象児の保護者は、預かり保育利用申込書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第22条の規定による。 (預かり保育の対象) 第22条 預かり保育の対象は、認定こども園を利用する1号認定子どもで、保護者が預かり保育を希望し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、1月当たり15日の利用を限度とする。 (1) 保護者の就労又は就学等により、家庭保育を受けることができない者 (2) 保護者の疾病、事故、出産、家族の看護若しくは介護又は園児の兄弟姉妹の授業参観若しくは懇談会に出席する等やむを得ない事由により、緊急又は一時的に家庭保育を受けることができない者 (3) その他園長が必要と認める者 2 前項の規定に関わらず、市内に居住している子どもで、次の各号のいずれかに該当する者は、芦屋市立西蔵こども園における預かり保育の対象とすることができる。ただし、第1号に該当する場合は概ね週3日、第2号に該当する場合は1月あたり12日の利用を限度とする。 (1) 保護者の就労、職業訓練、就学等により、家庭における保育が断続的に困難となる子ども (2) 保護者の傷病、災害又は事故、出産、看護又は介護等やむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭における保育が困難となる子ども			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日